

# 小平市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

小 平 市

# 目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	
1 計画の基本的考え方	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	6
4 発生段階の考え方	7
5 対策実施上の留意点	8
第2章 対策推進のための役割分担と体制	
1 基本的な責務	10
2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制	12
第3章 対策の基本項目	
1 情報収集及び提供	18
2 相談窓口の設置	21
3 まん延の防止に関する措置	21
4 予防接種の実施	22
5 医療	24
6 市民生活及び経済活動の安定の確保	25
第4章 各発生段階における対策	
I 未発生期	28
II 海外発生期	32
III 国内発生早期（都内未発生期）	36
IV 都内発生早期	40
V 都内感染期	45
VI 小康期	50
用語解説	52

## はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と諸外国と比較して低い水準に留まったが、この対策を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効

性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

### 3 国及び都の行動計画策定

平成25年6月、国は、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を策定した。

東京都（以下「都」という。）においても、平成25年11月、特措法第7条に基づき、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）を策定し、政府行動計画と同様、基本的な方針や実施する対策を示すとともに、市区町村がその行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めている。

### 4 小平市の行動計画の策定

小平市（以下「市」という。）では、国、都の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成21年5月に「小平市新型インフルエンザ対応指針」を、平成21年12月に「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る業務継続計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、政府行動計画が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、特措法第8条に基づき、新たな行動計画の策定を行うものである。

本行動計画は、特措法に基づき、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び市が実施する措置等を示すとともに病原性の高いインフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等の様々な状況においても対応できるよう、都行動計画に準じて、市の対策の基本的な方針を示すものである。

また、本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に見直しを行うものとする。

## 第1章 基本的な方針

### 1 計画の基本的考え方

#### (1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

#### (2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

#### (3) 計画の基本的考え方

本行動計画は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本方針や市が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、基本的な方針を示すものである。

また、国、都、指定地方公共機関、医療機関等、事業者及び市民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

#### (4) 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見を取り入れていく。また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施等を通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて見直しを行っていくものとする。

#### (5) 計画の改定

本行動計画は、都行動計画の見直し等を踏まえ、適時適切に変更を行うものとする。

## 2 対策の目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ・ 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避し、感染拡大を可能な限り抑制するため、次の2点を主たる目的として対策を講じる。

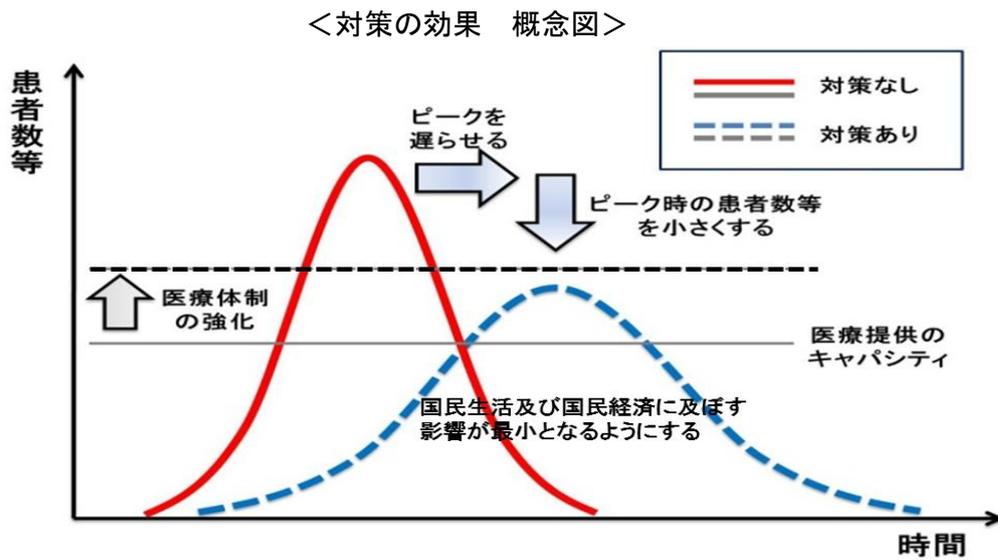
また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

### （1）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療機関の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



＜出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）＞

### 3 被害想定

#### (1) 被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、都行動計画を参考に、人口の集中する東京の特性を考慮し、市民の約30%が罹患するものとして、流行規模及び被害想定を行うものとする。

#### <流行規模・被害想定>

1	罹患割合	市民の約30%が罹患（人口：187,000人として試算）
2	患者数	56,100人
3	健康被害	(1) 流行予測による被害 ①外来受診者数 56,100人 ②入院患者数 4,300人 ③死亡者数 210人（※インフルエンザ関連死亡者数） (2) 流行予測のピーク時の被害 ①1日新規外来患者数 730人 ②1日最大患者数 5,500人 ③1日新規入院患者数 60人 ④1日最大必要病床数 390床

#### ※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

健康被害は、罹患した全ての患者が医療機関を受診するものとして、被害予測を行うものとする。

#### (2) 社会への影響

新型インフルエンザ等が発生した場合には、被害想定のような健康被害とともに社会的な影響が生じることとなる。国は、社会的影響に関する一つの例として、以下の想定をしている。

- ・国民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

#### 4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、発生段階に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、都行動計画で定める未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期の区分に合わせた6区分とする。

発生段階の移行については、都が必要に応じて国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部が決定する。

なお、政府対策本部が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）をした場合は、小平市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）において、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

### <新型インフルエンザ等の発生段階>

段 階		状 態	
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期		国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
都内感染期	(医療体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(医療体制)
	第一ステージ (通常の院内体制)		患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
	第二ステージ (院内体制の強化)		流行注意報発生レベル(10人/定点)を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
	第三ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

## 5 対策実施上の留意点

都及び関係機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法、その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施する

この場合において、次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

## **(2) 危機管理としての特措法の性格への留意**

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な対策を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。したがって、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

## **(3) 関係機関相互の連携・協力の確保**

市対策本部と東京都新型インフルエンザ等対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。この際、小平市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「市対策本部長」という。）は、東京都新型インフルエンザ等対策本部長に対し、必要に応じ新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、近隣自治体及び関連行政機関、指定（地方）公共機関などとの情報共有及び連携を図り、相互に協力しながら対策を推進する。

## **(4) 記録の作成・保存**

新型インフルエンザ等が発生した場合は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

## 第2章 対策推進のための役割分担と体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、市区町村、医療機関、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

### 1 基本的な責務

#### (1) 国

新型インフルエンザ等が発生した時は、国は新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を協力を推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を勧める。

#### (2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実

施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

### (3) 市

平常時には、本行動計画等に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、市行動計画で定める対策を的確かつ迅速に実施し、市内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

### (4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診察するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

### (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など、対策を推進する。

発生時には、国、都及び市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

### (6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

### (7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の

要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

## (8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や市等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

## 2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

政府対策本部長により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市は特措法第34条に基づき、直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。市対策本部に関し必要な事項は、小平市新型インフルエンザ等対策本部条例及び小平市新型インフルエンザ等本部条例施行規則において定める。

なお、新型インフルエンザ等の流行状況により必要があるときは、政府による緊急事態宣言が出される前であっても市対策本部を設置し必要な対応をとる。

### (1) 市対策本部の構成

#### ① 組織及び職員

- ・本部長は、市長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・本部員

#### i) 市長が市の職員のうちから任命する者

企画政策部長、企画政策部財務担当部長、総務部長、総務部危機管理担当部長、市民部長、地域振興部長、子ども家庭部長、健康福祉部長、健康福祉部健康・保険担当部長、環境部長、都市開発部長、都市開発部都市建設担当部長、会計管理者、教育部長、教育部教育指導担当部長、教育部地域学習担当部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、健康福祉部健康推進課長をもって充て、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

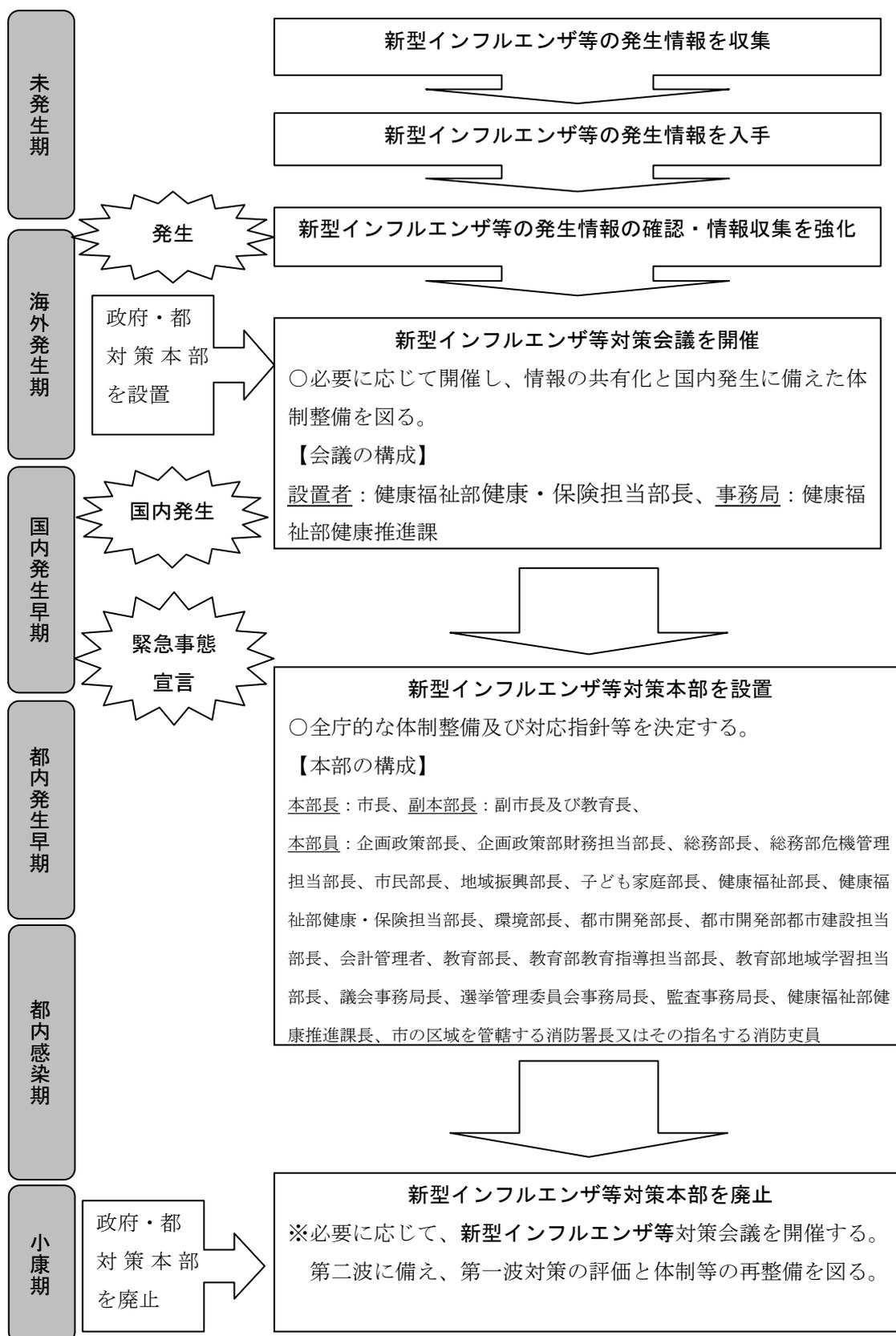
#### ii) 小平市の区域を管轄する消防署長又はその指名する消防吏員

#### ② 部

- ・本部に部を置く。
- ・部に属すべき本部の職員は、本部長が指名する。
- ・部に部長を置き、部長は、部の事務を掌理する。

- ・ 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ③ 本部会議
- ・ 本部長は、新型インフルエンザ等の対策に係る重要事項を審議するため、必要に応じ、本部の会議を招集する。
- ④ 本部員連絡調整会議
- ・ 健康・保険担当部長は、必要があると認めるときは、本部連絡員による調整を行うための会議を招集することができる。

＜新型インフルエンザ等対策における危機管理体制イメージ＞



## (2) 市対策本部における各部の分掌事務

部 名	部長に充てる職 (副部長)	分 掌 事 務
新型インフルエンザ等 対策調整部 (調整部)	健康・保険担当 部長  (総務部危機管 理担当部長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関すること。</li> <li>2 市民生活の安全・安心に関すること。</li> <li>3 健康センターの入庁管理及び維持管理に関すること。</li> <li>4 東京都、他の区市町村、医師会等との連絡調整に関すること。</li> <li>5 本部の庶務に関すること。</li> <li>6 市民、医療機関等からの相談に関すること。</li> <li>7 市民の予防接種の実施に関すること。</li> <li>8 職員の動員に関すること。</li> <li>9 医療体制の確保に関すること。</li> <li>10 野外収容施設の設営に関すること。</li> <li>11 緊急物資等に関すること。</li> <li>12 情報等の収集及び提供に関すること。</li> <li>13 前各項に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関すること。</li> </ol>
新型インフルエンザ等 対策企画政策部	企画政策部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報に関すること。</li> <li>2 写真等による情報の収集及び記録に関すること。</li> <li>3 報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 情報通信ネットワーク等に関すること</li> <li>5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ol>
新型インフルエンザ等 対策財務部	企画政策部財務 担当部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等に係る予算その他財務に関すること。</li> <li>2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ol>

新型インフルエンザ等 対策総務部	総務部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎（健康福祉事務センターを除く。）の入庁管理及び維持管理に関する事。</li> <li>2 職員の感染予防等に関する事。</li> <li>3 職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関する事。</li> <li>4 職員の給与に関する事。</li> <li>5 車両の調達及び配車に関する事。</li> <li>6 電話回線に関する事。</li> <li>7 物資等の調達に関する事。</li> <li>8 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。</li> </ol>
新型インフルエンザ等 対策市民部	市民部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民の安否情報の整理及び記録に関する事。</li> <li>2 埋葬許可証及び火葬許可証の交付に関する事。</li> <li>3 広聴に関する事。</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。</li> </ol>
新型インフルエンザ等 対策地域振興部	地域振興部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化施設等における感染予防等に関する事。</li> <li>2 中小企業、農業団体等との対策に関する事。</li> <li>3 在住外国人関係団体等との連絡調整に関する事。</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。</li> </ol>
新型インフルエンザ等 対策子ども家庭部	子ども家庭部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉施設等における感染予防等に関する事。</li> <li>2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。</li> </ol>
新型インフルエンザ等 対策健康福祉部	健康福祉部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康福祉事務センターの入庁管理及び維持管理に関する事。</li> <li>2 社会福祉施設等における感染予防等に関する事。</li> <li>3 高齢者、障がい者等の支援に関する事。</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。</li> </ol>
新型インフルエンザ等 対策環境部	環境部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気、ガス、水その他の資源の使用抑制に関する事。</li> <li>2 ごみの処理に関する事。</li> <li>3 下水道機能の維持に関する事。</li> <li>4 下水道事業に係る工事の安全管理に関する事。</li> <li>5 公園の維持管理に関する事。</li> <li>6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。</li> </ol>

新型インフルエンザ等 対策都市開発部	都市開発部長	1 公共交通に関すること。 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
新型インフルエンザ等 対策都市建設部	都市開発部都市 建設担当部長	1 道路、橋りょう、自転車駐車場等の維持管理に関するこ と。 2 都市計画事業（下水道事業を除く。）に係る工事の安全管 理に関すること。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に 関すること。
新型インフルエンザ等 対策会計部	会計管理者	1 新型インフルエンザ等の対策に必要な現金及び物品の 出納及び保管に関すること。 2 財務会計システムその他公金の出納業務の維持に関する こと。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に 関すること。
新型インフルエンザ等 対策教育部	教育部長 （教育部教育指 導担当部長及び 教育部地域学習 担当部長）	1 教育施設における感染予防等に関すること。 2 東京都教育委員会との連携に関すること。 3 教育課程の編成及び各種システムの維持に関すること。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に 関すること。
新型インフルエンザ等 対策議会事務局	議会事務局長	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に 関すること。
新型インフルエンザ等 対策選挙管理委員会事 務局	選挙管理委員会 事務局長	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に 関すること。
新型インフルエンザ等 対策監査事務局	監査事務局長	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に 関すること。

※平成27年4月1日時点の組織体制で記載しています。

## 第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、下記の主たる6項目を主要な対策として位置付ける。

- 1 情報収集及び提供
- 2 相談窓口の設置
- 3 まん延の防止に関する措置
- 4 予防接種の実施
- 5 医療
- 6 市民生活及び経済活動の安定の確保

### 1 情報収集及び提供

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集・分析するとともに、地域における発生状況の迅速な把握を行うことが重要となる。

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び都道府県が発信する情報を入手するとともに適宜関係機関等から情報収集を行う。

市民への情報提供については、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、高齢者、障がい者等の情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### (1) 平常時の普及啓発

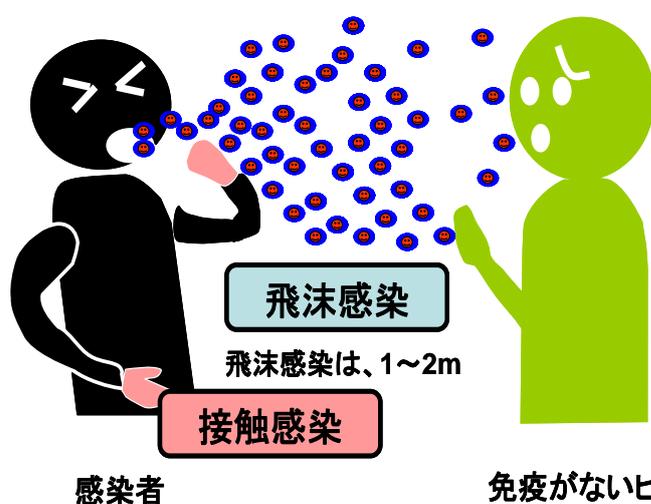
未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特に発生初期における感染者への誹謗・中傷、また感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、市報こだいら及びホームページ等において、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合には、都や市からの情報に従って医療機関を受診するなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

### <感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（＊１）」と「接触感染（＊２）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



#### （＊１）飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

#### （＊２）接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

免疫がないヒト  
(口、鼻、目の粘膜から)

< 出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画 >

### （２）発生時の情報提供

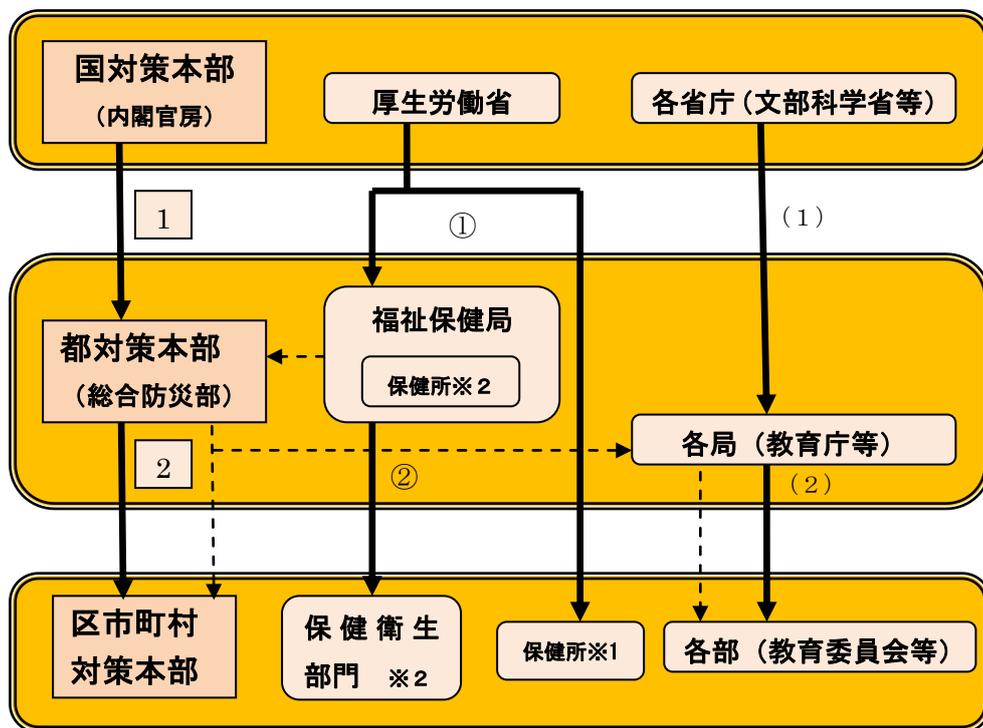
個人の人権保護に十分配慮し、市内における感染状況や予防策、発生段階に応じた適切な医療機関の受診方法、救急車の適正利用の再徹底について、市報こだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において、迅速に情報提供する。

### （３）庁内の情報共有

市は、感染予防のための普及啓発、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患患者等への支援など、重要な役割を担う。特に新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者は僅かであっても、報道内容が日々変化し、市民の不安が大きくなることが想定される。市は、国や都から提供される情報を市民に正確に伝えることにより、市民の不安を少しでも軽減する必要がある。

国や都からの情報は、複数のルートで市の各担当部門に通知されることがあるため、庁内で情報を共有し、一元的な管理を行う。

○新型インフルエンザ等に関する国から区市町村への情報の流れ（国の通知等）



※1 保健所設置市（特別区、八王子及び町田市）

※2 ※1以外の市町村

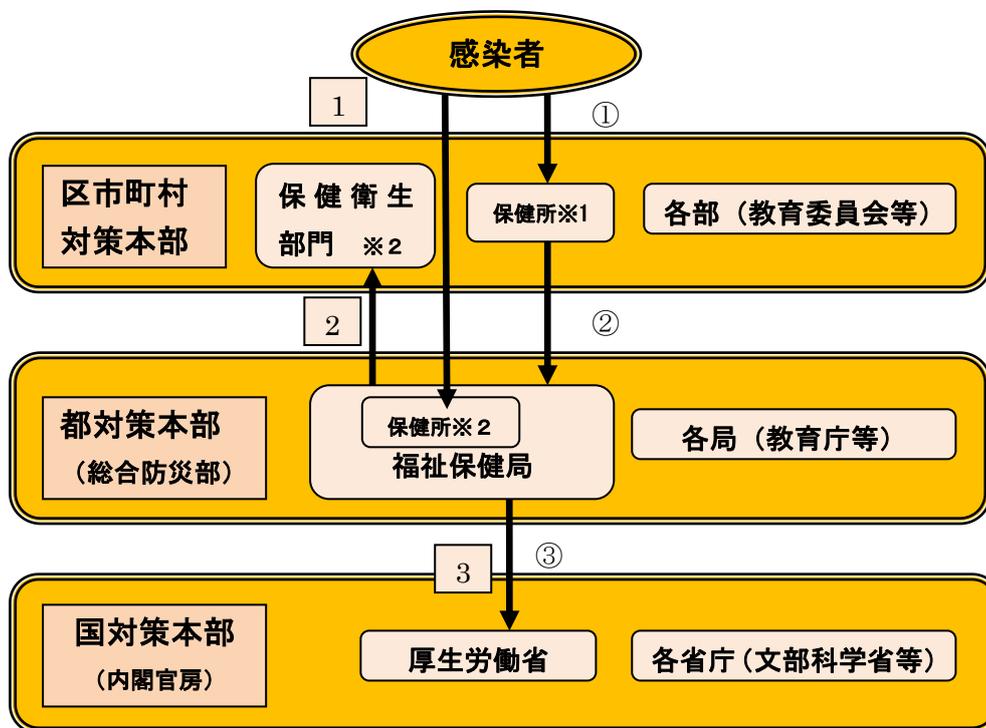
1 → 2 内閣官房からの情報の流れ

① → ② 厚生労働省からの情報の流れ

(1) → (2) その他の省庁からの情報の流れ

< 出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画 >

○新型インフルエンザ等に関する感染者に関する区市町村との情報の流れ



1 → 2 保健所設置市以外の市町村の感染者に関する情報の流れ

① → ② 保健所設置市の感染者に関する情報の流れ

※1 保健所設置市（特別区、八王子及び町田市）

※2 ※1以外の市町村

＜出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画＞

## 2 相談窓口の設置

市民からの新型インフルエンザ等に関する問い合わせに対応するため、健康センター内に相談窓口を設置し、保健所等の関係機関と連携し、市民の不安解消を図り、また、感染拡大の防止に繋がるように努める。

## 3 まん延の防止に関する措置

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで医療体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行ピーク時の受診患者数を減少させ、入院

患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、市民及び事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校の休業、職場での感染予防策、不要不急の外出、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせる実施する。

都内（市内）で発生した場合には、早い段階で市の施設及び市が主催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、市の関連団体にも同様の取組を実施するよう、協力を依頼する。

また、感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

## 4 予防接種の実施

### （１）ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### （２）特定接種

特定接種とは、特措法第２８条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ②新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員  
登録事業者のうち特定接種の対象となりうる者及び新型インフルエンザ等への対

策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県または区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

### (3) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

なお、都は国とともに、特定接種又は緊急事態宣言時における住民接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行うことができるが、市は必要に応じて東京都知事に対してその要請又は指示を行うことを求める。

臨時接種と新臨時接種の概要については、下表のとおり。

図表： 住民接種概要

	緊急事態宣言が 行われている場合	緊急事態宣言が 行われていない場合
対象者	全国民	
特措法上の位置づけ	第 46 条 (住民に対する予防接種)	
予防接種法上の 位置づけ	第 6 条第 1 項 (臨時接種)	第 6 条第 3 項 (新臨時接種)
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
実施主体	市町村	
接種方式	原則として集団的接種	
自己負担	なし	あり(低所得者を除き実費徴収可)
費用負担割合	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4 (低所得者分のみ)
健康被害救済の 費用負担	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4	

< 出典：市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き >

#### (4) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し決定されることになる。

## 5 医療

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等が蔓延した場合は、患者数の大幅な増加が予想される。市民が感染した際に

必要な医療を受けられるため、東京都多摩小平保健所への協力及び、小平市医師会等と連携し、緊急時の医療提供体制を整備する。

### 発生段階ごとの医療提供体制

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
					通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来	<b>新型インフルエンザ専門外来</b> <b>(ウイルス検査実施)</b> 陽性(+)      陰性(-)			<b>全ての医療機関が対応</b> <b>(基本はかかりつけ医)</b>			
	入院	感染症指定 医療機関	一般医療機関への 入院または自宅療養		<ul style="list-style-type: none"> <li>小児、重症患者受入可能医療機関の確保</li> <li>備蓄医薬品の放出</li> <li>特段の措置の要請</li> <li>臨時の医療施設の活用</li> </ul>			

<出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画>

## 6 市民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等が発生した場合には、多くの市民が罹患し、各地域における流行は約8週間程度続くとされている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時においては、市民生活及び経済活動への影響を最小限とするため、市、医療機関、市民及び事業者は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をして相互に協力して危機を乗り越えることが重要である。

### (1) 市民生活の維持

市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、市報こだいら及びホームページ等において、買占め等を行わないよう消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

また、食料品・生活必需品について、製造・販売・流通業者等を通じて、安定供給を呼び掛けるとともに、価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう努める。

### (2) 要援護者等への支援

福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

また、感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、

訪問診療、食料・生活必需品の調達等) について、自治会、民生・児童委員、ボランティア等に協力を要請する。

### (3) ごみの排出抑制

ごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、市民及び事業者に対し、ごみの減量化や排出抑制への協力を要請する。

### (4) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、遺体収納袋等を活用するなど遺体からの感染を防止するとともに、都と連携し、火葬場を可能な限り稼働させるよう設置者に要請する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や市民の理解を得るよう努める。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があり、遺族への理解を得るよう努める。

市で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができない状況で、火葬許可の特例が都から通知された場合は、「特例許可証」を発行する。

### (5) 市の体制の維持と職員の感染防止

市政の業務を継続していくためには、業務に必要な市職員が出勤できることが不可欠であるため、可能なかぎり職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

申請窓口の受付方法や施設出入口等の制限を行い、感染拡大防止を図る。平常時と施設利用方法の変更を行う際は、市報こだいら及びホームページ等において、市民及び事業者等に周知し協力を依頼する。

### ＜感染拡大防止策＞

事 項	実 施 方 法 等
各種届出・申請等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話、郵送、メール等を活用し、可能な限り対面しない方法で対応する。</li> </ul>
庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施する。</li> </ul>
市職員の出勤時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は施設入口に配備した体温計で検温する。</li> <li>・発熱や咳等のインフルエンザの症状がある職員の出勤自粛を徹底する。</li> </ul>
来庁者（市民）への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため、必要に応じ施設出入口を制限する。</li> <li>・市職員と来庁者の動線を分ける。</li> <li>・発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状の来庁者とそれ以外の者の動線を分ける。</li> </ul>
個人防護具の着用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染リスクが高いと推測される業務に従事する職員は、必要に応じてフェイスシールドや感染防止用ゴム手袋を着用する。</li> </ul>
委託業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員と同様の感染拡大防止策を講ずるよう要請する。</li> </ul>

### （6）職員の健康管理

職員は、自己の健康管理に十分留意するとともに、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の実践を徹底する。職員の欠勤率をできるだけ減少させることで、業務遂行への影響を最小限に留めるようにする。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある職員は、速やかに医療機関を受診し、出勤を自粛する。

## 第4章 各発生段階における対策

### I 未発生期

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態</li> <li>・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的感染はみられていない状況。</li> </ul>
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。</li> <li>・ 国・都からの情報収集により、発生の早期確認に努める。</li> </ul>
<p>【対策の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平常時から、本行動計画を踏まえ、都や近隣自治体、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</li> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。</li> </ul>

#### 1 情報収集及び提供

##### ・ 市民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるための情報提供体制の構築を図る。

○市報こだいら及びホームページ等において、新型インフルエンザ等に関する基本的知識やマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の感染予防策について、普及啓発を行う。（調整部、企画政策部）

○新型インフルエンザの感染様式（飛沫感染及び接触感染）と感染予防策を周知し、発生した場合は、市からの情報提供に従って医療機関を受診することを事前に周知するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。（調整部、企画政策部）

○新型インフルエンザ等の発生時は、市民及び事業者に対し感染拡大の防止策の協力を求めること、政府が緊急事態宣言をした場合は、必要に応じて特措法に基づき、都の要請により不要不急の外出自粛や施設の使用制限の協力について、依頼する場合もあることを事前に周知し理解を求める。（調整部、企画政策部）

- 外国人、高齢者、障がい者等の情報が届きにくい人にも配慮し、発生段階ごとの効果的な広報内容及び広報の実施方法について、事前に検討し広報手段を整備する。（調整部、企画政策部）

## 2 相談窓口の設置

### ・新型インフルエンザ等相談窓口の設置準備

新型インフルエンザに関する市民からの相談に対応するため、健康センター内に「新型インフルエンザ等相談窓口」の設置に向けた準備を行う。電話や窓口対応する職員数、健康相談を行うことができる保健師や看護師の職員数を把握する等、感染期へ移行した場合を想定した準備をする。

- 市民からの多様な相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について、各部署は事前に検討し、必要な準備を行う。（各部）

## 3 まん延の防止に関する措置

マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の飛沫感染予防策、人混みを避ける等の接触感染予防策の徹底を図るとともに、発生時における感染拡大防止策を定める。

- マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。（調整部、企画政策部）
- 感染が疑わしい場合の医療機関を受診する際の注意事項、体調が思わしくない場合における外出の自粛等、感染拡大防止のための取組みについて理解促進を図る。（調整部、企画政策部）
- 学校におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の徹底について、感染予防策を周知する。（教育部）
- 各発生段階における市民及び事業者に対する感染拡大防止策の実施内容について、具体的な手順を定める。（調整部）
- 政府が緊急事態宣言を行った場合は、国の基本的対処方針を踏まえ、都の要請に基づき、市民に不要不急の外出の自粛を呼び掛けることや、事業者に施設催物の制限又は停止の協力について、依頼する場合もあることを周知し、理解を求める。（調整部、企画政策部）

## 4 予防接種の実施

ワクチンの接種について、国や都の動向を踏まえ、接種計画や接種手順について検討する。

### ・特定接種

市職員の特定接種に向けた接種体制の構築を図る。

また、国の協力依頼に基づき、登録事業者の登録業務について協力や必要な支援を行う。

### ・住民接種

国及び都の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、原則として、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。

○国及び都からの具体的な接種体制のモデル提示などの技術的支援を受け、市外においても接種が可能となるよう広域的な協定を締結するなど、円滑な接種の実施体制の構築に努める。(調整部)

○速やかに接種することができるよう、小平市医師会、医療機関、その他関連機関と協力して、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、準備を進める。(調整部)

## 5 医療

都は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療提供体制の整備等を促進する。市は、都の要請に応じて、適宜協力する。

○都が、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療提供体制の整備等を促進することに伴い、市は都からの要請に応じ、その対策等に協力する。(調整部)

○市は、都が指定する感染症診療協力医療機関の他に、新型インフルエンザ専門外来を担う医療機関(休日夜間診療所等も含む。)を指定した場合には、必要な整備を行う。(調整部)

## 6 市民生活及び経済活動の安定の確保

高齢者、障がい者等の要配慮者について把握しておくことや火葬場における火葬能力

等について、事前に把握し、対応策を検討しておく。また、新型インフルエンザ等の発生時の市民生活及び経済活動の安定の確保のため、準備を行う。

・要配慮者等への支援

○感染期へ移行した場合を想定し、高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食料・生活必需品の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、具体的な手続きを検討しておく。（健康福祉部）

・ごみ処理機能の維持

○感染期へ移行した場合を想定し、ごみ処理機能の維持について検討する。（環境部）

・遺体に対する適切な対応

○遺体安置所に必要な設備、物品、人員の確保等について確認するとともに、遺体安置所及び処理に関する運用マニュアルの作成等について検討する。（調整部）

○新型インフルエンザ等が流行し、火葬場における火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するための臨時遺体安置所の設置場所について検討する。（調整部）

○都の火葬業務実施体制を踏まえ、感染期における火葬の適切な実施ができるよう調整する。

併せて、埋火葬の手続きに関して、市民課戸籍担当と調整する。（調整部、市民部）

## II 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

### 【目的】

- ・新型インフルエンザ等の、国内侵入をできるだけ遅らせ、都内（市内）発生の遅延と早期発見に努める。
- ・都内（市内）発生に備えて、体制の整備を行う。

### 【対策の考え方】

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について、十分な情報が無い可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・都内（市内）発生した場合には、早期に発見できるよう情報収集体制を強化する。
- ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内（市内）発生に備え、都内（市内）で発生した場合の対策について準備し、市民及び事業者に対して情報提供を行う。

## 1 情報収集及び提供

### ・新型インフルエンザ等に関する情報収集

国、都、その他関連機関からの新型インフルエンザ等対策に関する情報を把握する。また、報道機関やインターネット等の媒体を通じて情報収集を行い、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、感染経路及び感染予防策等を迅速かつ正確に把握するように努める。

### ・市民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況に関する情報を迅速かつ正確に把握し、感染予防策、相談体制等について、市報こだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において、広報を行う。

○外国人、高齢者、障がい者等の情報が届きにくい人に対しては、国際交流協会や福祉施設、地域ボランティアなどの協力を得ながら様々な方法を活用し、情報提供を行う。  
（調整部、企画政策部、健康福祉部、地域振興部）

## 2 相談窓口の設置

海外において新型インフルエンザが発生した段階で、都の要請により各保健所に「新型インフルエンザ相談センター」が開設される。それに伴い、市においても健康センター内に新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。

- 市報こだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において、市の新型インフルエンザ等相談窓口の周知を図る。特に、発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者が相談センターを介さずに直接医療機関を受診することがないよう、新型インフルエンザ専門外来へとつなげる受診方法について、迅速かつ的確に周知する。(調整部、企画政策部)
- 国から配布される新型インフルエンザ等に関するQ&Aを踏まえ、市民からの問い合わせに対応する。また、事前に健康相談要員として把握しておいた保健師や看護師について、相談窓口配置する。(調整部)
- 庁内において新型インフルエンザ等に関する相談があった場合は、相談窓口情報を集約する。(調整部)

## 3 まん延の防止に関する措置

未発生期に引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の飛沫感染予防策や接触感染予防策の徹底を図る。

- 国内発生に備え、国及び都の情報を収集し、市の方針等を検討する。(調整部)
- 学校におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の感染予防策の徹底について確認する。都内(市内)で発生した場合に備え、臨時休校の基準や手順について検討する。(教育部)
- 国内で発生した場合、発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、市民及び事業者に対し、施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限、不要不急の外出の自粛の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。(調整部、企画政策部)
- 国内で発生した以降に、政府が緊急事態宣言をした場合は、都の要請に基づき、市民に外出自粛等と呼び掛けることや、施設の使用及び催物の開催を制限又は停止についての協力を依頼すること、また、これに伴い平常時より一部のサービスが低下することについて、事前に周知し理解と協力を求める。(調整部、企画政策部)

## 4 予防接種の実施

### ・特定接種

○国及び都と連携し、特定接種が実施される場合に備えるとともに、特措法第28条に基づき、政府対策本部の基本的対処方針によって、市職員に対する接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て接種を実施する。(調整部、総務部)

### ・住民接種

○円滑な住民接種を実施するため、接種場所や人員の確保等の準備を開始する(調整部)。

○住民接種の実施体制は、医師会、医療機関、その他関係機関と連携して、健康センターを主たる会場とした集団的接種体制を構築する。住民接種の接種順位については、国の基本的な考え方に基づき、状況に応じた接種順位を基本として、優先度の高い者から接種を行うこととする。(調整部)

○パンデミックワクチンが市民に接種可能な量が製造されるまで一定の期間を要するものの、一定程度の供給が可能になり次第、優先度の高い者から接種を開始するとともに、接種開始時期や接種場所・方法等の接種に関する情報提供を開始する。(調整部、企画政策部)

## 5 医療

都は、新型インフルエンザ専門外来の速やかな開設と新型インフルエンザの罹患が疑われる患者の受け入れについて、感染症診療協力医療機関に要請する。感染症診療医療機関は、速やかに専門外来を開設する。

市は、都の要請に応じて適宜協力し、罹患が疑われる患者の受診方法等の周知を図る。

## 6 市民生活及び経済活動の安定の確保

### ・要配慮者への支援

○感染期へ移行した場合を想定し、高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食料・生活必需品の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、具体的な手続きの準備をする。(健康福祉部)

### ・ごみ処理機能の維持

○感染期へ移行した場合を想定し、ごみ処理機能の維持体制へ向けた準備をする。(環境部)

・ 遺体に対する適切な対応

- 新型インフルエンザ等が流行し、火葬場における火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するための臨時遺体安置所の確保について検討する。（調整部）併せて、遺体の搬送・保存作業に必要となる人員の確保、感染防止のために必要な感染症防護服やドライアイス（保存剤）、非透過性納体袋等の消耗品について、入手できるよう準備しておく。（調整部、総務部）

・ 生活関連物資等の価格の安定等

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、価格高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、都と連携を図りながら、必要に応じて適切な行動を呼び掛ける。（調整部、市民部）

### Ⅲ 国内発生早期（都内未発生期）

<p>・東京都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 （都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</p>
<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内（市内）での発生に備えた、体制の整備を行う。</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生に係る情報収集を行う。</li> </ul>
<p><b>【対策の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内（市内）での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。</li> <li>・医療体制や感染拡大防止策について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、積極的な情報提供・相談対応を行う。</li> </ul>

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部長は基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて諮問し、該当するとの専門的評価があった場合、政府対策本部長が緊急事態宣言を行うことを決定し、国会に報告する。

市は、政府対策本部長が緊急事態宣言をした場合は、速やかに市対策本部を設置する。

#### 1 情報収集及び提供

##### ・新型インフルエンザ等に関する情報収集

国、都、その他関連機関からの新型インフルエンザ等対策に関する情報を把握する。また、報道機関やインターネット等の媒体を通じて情報収集を行い、他県で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況、感染経路及び感染予防策等を迅速かつ正確に把握するように努める。

##### ・市民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、他県での発生状況に関する情報を迅速かつ正確に把握し、感染予防策、相談体制等について、市報こいだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において情報提供を行う。

○外国人、高齢者、障がい者等の情報が届きにくい人に対しては、国際交流協会や福祉施設、地域ボランティアなどの協力を得ながら、受取手に応じた媒体を通して柔軟かつ迅速な情報提供を行う。（調整部、企画政策部、健康福祉部、地域振興部）

## 2 相談窓口の設置

引き続き、相談窓口において、市民からの新型インフルエンザ等に関する相談体制を維持するとともに、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対しては、保健所の相談センターを案内する。

○必要に応じて、市民からの相談窓口・情報収集窓口の強化及び充実を図る。(調整部)

## 3 まん延の防止に関する措置

### ・感染拡大防止策の準備

学校や児童福祉施設、高齢者施設等の社会福祉施設に対して、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染拡大防止に備えた体制構築を呼び掛ける。

○引き続き、市民及び事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、不要不急の外出の自粛等の基本的な感染予防策について、市報こだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において呼び掛ける。(調整部、企画政策部)

○市内の学校、児童福祉施設、高齢者施設等の社会福祉施設に対して、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。(教育部、子ども家庭部、健康福祉部)

## 4 予防接種の実施

### ・特定接種

○市職員への接種が必要な場合、国及び都と連携し特措法第28条に基づく特定接種を継続する。(調整部、総務部)

### ・住民接種

(緊急事態宣言が行われている場合)

緊急事態宣言が行われている場合は、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(緊急事態宣言が行われていない場合)

緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種が実施できるよう準備を開始するとともに、その接種に関する情報提供を行う。

- 医師会、医療機関、その他関係機関と連携して、円滑な住民接種の実施へ向けた具体的体制を整備する。(調整部)
- パンデミックワクチンが市民に接種可能な量が製造されるまで一定の期間を要するものの、一定程度の供給が可能になり次第、優先度の高い者から接種を開始するとともに、接種開始時期や接種場所・方法等に関して、市報こだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において情報を周知する。(調整部、企画政策部)

## 5 医療

都が行う、新型インフルエンザ専門外来における新型インフルエンザの罹患が疑われる患者の受け入れ等について、市は、引き続き都の要請に応じて適宜協力する。

## 6 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、高齢者や障がい者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、都内（市内）発生に備えた準備をする。

### ・要配慮者等への支援

- 外出を自粛する高齢者や外出が困難な障がい者の食料や生活必需品の調達について、感染期に備え、自治会、民生・児童委員、ボランティア等に協力を依頼するなど、具体的な配給支援方法について準備する。(健康福祉部、地域振興部)

### ・ごみ処理機能の維持

- ごみの収集業者等及び関係一部事務組合に対し、ごみ処理機能の維持へ向けた準備の協力を要請する。また、通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民及び事業者に対して、ごみ減量化を求めるための方法を検討する。(環境部)

### ・遺体に対する適切な対応

- 新型インフルエンザ等が流行し、火葬場における火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、臨時遺体安置所の確保について、関係機関と調整し準備する。併せて、遺体の搬送・保存作業に従事する者の感染症防護服やドライアイス（保存剤）、非透過性納体袋等の消耗品について、確実に入手できるよう準備しておく。(調整部、総務部)

・生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じて関係事業団体等へ供給の確保や便乗値上げの防止等について、適切な措置を講じる。

○市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、市報こいだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において、買占め等を行わないよう消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(調整部、企画政策部、市民部)

○製造・販売・流通業者等へ買占め及び売惜しみが生じないよう呼び掛け、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう努める。(調整部、地域振興部)

## IV 都内発生早期

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</li> </ul>
<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都内（市内）での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ul>
<p><b>【対策の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。都内（市内）で発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等を講じる。</li> <li>・ 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>・ 都内感染期への移行に備えて、市民生活及び経済活動の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</li> <li>・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</li> </ul>

### 1 情報収集及び提供

#### ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集

都内（市内）での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、都、その他関連機関からの情報を把握する。また、報道機関やインターネット等の媒体を通じて情報収集を行い、都内（市内）で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況、感染経路及び感染予防策等を迅速かつ正確に把握するように努める。

#### ・ 市民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、都内（市内）での発生状況に関する情報を迅速かつ正確に把握し、感染予防策、相談体制等について、市報こだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において最新の情報提供を行う。

○外国人、高齢者、障がい者等の情報が届きにくい人に対しては、国際交流協会や福祉施設、地域ボランティアなどの協力を得ながら、受取手に応じた媒体を通して柔軟かつ迅速な情報提供を行う。（調整部、企画政策部、健康福祉部、地域振興部）

○都内（市内）での新型インフルエンザ等の発生について、市報こだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において周知し、感染拡大防止策のために標準

予防策の励行を市民に呼び掛ける。国内での発生状況など最新情報について、都の広報、報道機関、インターネット等の媒体を通じて、市民に対し迅速かつ正確に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。また、患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷や風評被害などを引き起こさないよう留意する。  
(調整部、企画政策部)

- 政府が緊急事態宣言をした場合は、都の要請に基づき、施設の使用及び催物の開催を制限又は停止について、協力を依頼することを事前に周知する。(調整部、企画政策部)

## 2 相談窓口の設置

引き続き、市に設置した新型インフルエンザ等相談窓口において、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、保健所の相談センターを案内する。また、相談窓口の人員増強、開設時間の延長等を実施する。

- 健康相談以外にも様々な問合せが考えられるため、相談の多い問合せ一覧を作成し、Q&Aをホームページに掲載する。また、各部に寄せられた相談内容を市対策本部で集約のうえ共有し、必要な対応策を講じる。(調整部、企画政策部、市民部)
- 通常の窓口業務は、感染期に備え、緊急性の低い業務は休止もしくは縮小を行い、職員が欠勤した場合でも業務が遂行できる状態を整える。(各部)

## 3 まん延の防止に関する措置

### ・感染拡大防止策の徹底

学校や児童福祉施設、高齢者施設等の社会福祉施設に対して、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。また、市民及び事業者に対しては、感染予防策の励行や従業員の健康管理等を勧奨する。

- 市民に対しては、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、不要不急の外出の自粛等の基本的な感染予防策について、市報こいだいら及びホームページ等において呼び掛ける。(調整部、企画政策部)
- 事業者に対しては、新型インフルエンザ等の症状がある従業員が発生した場合には、就業の自粛、相談センターへ連絡するよう呼び掛ける。(調整部)
- 市内の患者の発生においては、都が実施する感染症法に基づく患者への対応(入院勧告措置)、患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)について、連携を図り協力する。(調整部)

- 市内の学校、児童福祉施設、高齢者施設等の社会福祉施設に対して、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。(教育部、子ども家庭部、健康福祉部)
- 患者との接触者が関係する地域の学校や通所施設等について、まん延の恐れがある場合には、都の要請に基づき、臨時休業を行うよう呼び掛ける。(調整部)
- 新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応については、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等へのマスクの着用など感染拡大防止に努める。集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休校などの措置を講じる。同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休校を行うなどの感染拡大防止策を講じる。(教育部)
- 市民及び事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。(調整部、企画政策部)
- 国の基本的対処方針等や感染状況を踏まえ、感染リスクが高い施設に対する感染拡大防止策(発熱等の症状がある人の入場禁止、施設の使用制限及び休業)の協力を呼び掛ける。また、市民に不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。(調整部、企画政策部)
- 市の施設及び市が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することについて、市民の理解と協力を求める。(調整部、企画政策部)
- にじバス・ぶるべー号の運行に関して、区間と期間を限定した縮小体制を実施する。(都市開発部)

#### 4 予防接種の実施

##### ・ 特定接種

- 市職員に対して接種が必要な場合、国及び都と連携し特措法第28条に基づく特定接種を継続する。(調整部、総務部)

##### ・ 住民接種

(緊急事態宣言が行われている場合)

国の緊急事態宣言が行われた場合には、ワクチンの供給が可能になり次第、国が決定した接種基準に従い、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(緊急事態宣言が行われていない場合)

国の緊急事態宣言が行われていない場合には、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種が円滑に実施できるよう、引き続き準備を進める。

○医師会、医療機関、その他関係機関と連携して、ワクチンの供給体制が整い次第、円滑な住民接種を実施する。優先度の高い者から接種を開始するとともに、接種開始時期や接種場所・方法等に関して、市報こだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において情報を周知する。(調整部、企画政策部)

## 5 医療

都は、新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザの罹患が疑われる患者の引き続き受入れを行う。保健所が入院勧告した際には、感染症指定医療機関は、感染症病床に患者を受け入れる。

市は、引き続き、都の要請に応じて便宜協力する。

## 6 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、高齢者や障がい者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、都内(市内)での感染期に備えた準備をする。

### ・要配慮者等への支援

○外出を自粛する高齢者や外出が困難な障がい者の食料や生活必需品の調達について、感染期に備え、自治会、民生・児童委員、ボランティア等に協力を依頼するなど、具体的な配給支援方法について準備する。(健康福祉部、地域振興部)

○福祉会館、障害者福祉センター、あおぞら福祉センター等の福祉施設に対して、協力体制が取り組めるよう要請する。また、介護福祉施設に対して、必要な介護サービスや実施継続できる介護サービスを確認する。(健康福祉部)

### ・ごみ処理機能の維持

○ごみの収集業者等及び関係一部事務組合に対し、ごみ処理機能の維持を図るための準備を要請する。また、通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者に対し、ごみの減量化や排出抑制への協力について要請する。(環境部)

・遺体に対する適切な対応

- 遺体の搬送・保存作業に従事する者に対して、感染症防護服やドライアイス(保存剤)、非透過性納体袋等の消耗品等が行渡るように調整する。(調整部、総務部)
- 死亡者が急増し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、臨時遺体安置所を公共施設等に設置し、受入れ体制を準備する。(調整部)

・生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等についての協力を呼び掛ける。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

- 市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、市報こいだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において、買占め等を行わないよう消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(調整部、企画政策部、市民部)
- 都の要請に基づき、製造・販売・流通業者等へ買占め及び売惜しみが生じないよう呼び掛け、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう努める。(調整部、地域振興部)

## V 都内感染期

- ・ 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

### 【目的】

- ・ 医療体制を維持できるよう、都の対策に協力する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

### 【対策の考え方】

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を都内（市内）発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減するとともに、都が行う医療体制の維持に協力する。
- ・ 住民接種の実施に全力を尽くし、住民の健康被害を最小にとどめるとともに、患者数を抑え、医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## 1 情報収集及び提供

### ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集

都内（市内）での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、都、その他関連機関からの情報を把握する。また、報道機関やインターネット等の媒体を通じて情報収集を行い、都内（市内）で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況、感染経路及び感染予防策等を迅速かつ正確に把握する。

### ・ 市民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報について、市報こだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において、随時最新の情報を提供し、市民の不安解消及びパニック防止に努める。

- 外国人、高齢者、障がい者等の情報が届きにくい人に対しては、国際交流協会や福祉施設、地域ボランティアなどの協力を得ながら、受取手に応じた媒体を通して柔軟かつ迅速な情報提供を行う。（調整部、健康福祉部、地域振興部）
- 都内（市内）で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったことから、市民及び事業者に対して、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。（調整部、企画政策部、各部）
- 国内及び都内での発生状況や医療機関の受診ルールの変更などの最新情報について、都の広報や報道機関、インターネットを活用して市民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。また、引き続き、患者等の個人情報取り扱いについては、人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を引き起こさないよう留意する。（調整部、企画政策部）

## 2 相談窓口の設置

市に設置した新型インフルエンザ等相談窓口について、人員拡充、開設時間の延長等、相談体制の強化を図る。

- 健康相談以外にも様々な問合せが考えられるため、相談の多い問合せ一覧を作成し、Q&Aなどをホームページに掲載する。また、各部に寄せられた相談内容を対策本部で共有し、必要な対応策を講じる。（調整部、企画政策部）
- 各施設の窓口業務は、緊急性の低い業務は休止もしくは縮小を行い、職員が欠勤した場合でも業務が遂行できる状態を整える。また、業務の縮小体制について、市報こだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において、市民及び事業者に対し周知する。（各部）

## 3 まん延の防止に関する措置

市民に対しては、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、不要不急の外出の自粛等の基本的な感染予防策について、市報こだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において呼び掛ける。

新型インフルエンザ等の患者に対しては、自宅待機を呼び掛けるとともに、関係団体等の協力を得ながら待機期間における必要な支援を行う。

- 感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を市民に対して呼び掛ける。なお、政府が緊急事態宣言をした場合は、都の要請に基づき、施設の使用及び催物の開催を制限又は停止について、協

力を依頼することを事前に周知する。(調整部、企画政策部)

○引き続き、にじバス・ぶるべー号の運行に関して、区間と期間を限定した縮小体制を実施する。(都市開発部)

#### 4 予防接種の実施

##### ・ 特定接種

接種対象の市職員への特定接種が終了していない場合は、引き続き、ワクチン接種を行う。

##### ・ 住民接種

(緊急事態宣言が行われている場合)

国の緊急事態宣言が行われた場合には、国が決定した接種基準に従い、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(緊急事態宣言が行われていない場合)

国の緊急事態宣言が行われていない場合には、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

市は国の示す接種の優先順位に添って接種を実施する。

##### 住民接種対象者の4分類

医学的 ハイリスク者	・ 基礎疾患を有する者（基礎疾患は国が基準を示す） ・ 妊婦
小 児	・ 1歳以上の小児 ・ 1歳未満の小児の保護者 ・ 身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者
成人・若年者	・ 当該市区町村に居住する住民のうち、医学的ハイリスク者、小児、高齢者の群に分類されない者が該当
高齢者	・ 65歳以上の者

出典：「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」(厚生労働省)

○医師会、医療機関、その他関係機関と連携して、ワクチンの供給体制が整い次第、円滑な住民接種を実施する。原則として、市内に居住する者を対象とした集団的接種を行い、優先度の高い者から接種を開始するとともに、接種開始時期や接種場所・方法等に関して、市報こだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において情報を周知する。(調整部、企画政策部)

## 5 医療

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の感染症診療を行う全ての医療機関等で担うことになる。このため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに直接受診する。都行動計画の都内感染期においては、通常の体制での入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3段階で記載されている。市は、都が実施する新型インフルエンザ等発生時の対策に対し、都の要請に応じて、適宜協力する。

- 医師会や薬剤師会に対し、都の要請に基づき、各ステージに応じて医療機関に対する支援を要請する。（調整部）
- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が状況を考慮し、臨時の医療施設を開設することとなる。市は、都と連携し、市内の医療機関等及び関係機関との連絡調整や医療従事者の確保等の調整を行う。（調整部）

## 6 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、高齢者や障がい者等の要配慮者への支援やごみ処理機能等の維持について、具体的対策を実施する。

### ・要配慮者への支援

- 高齢者や要介護者の生活を支える福祉施設事業者等に対して、介護サービス等の事業維持・継続を要請する。（健康福祉部）
- 在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食料・生活必需品の提供等）に関して、自治会、民生・児童委員、ボランティア等に協力を要請する。（健康福祉部、地域振興部）

### ・ごみ処理機能の維持

- 衛生面から、特に燃えるごみを最優先に、ごみ処理機能の維持・継続を図る。また、市民及び事業者に対しては、通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、ごみの減量化や排出抑制を呼び掛ける。（環境部）

### ・遺体に対する適切な対応

- 都と連携し、火葬場の経営者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。また、死亡者が急増し、火葬能力を超えることが明らかになった場合には、臨時遺体

安置所を確保し、受入れを行う。(調整部)

○遺体の搬送・保存作業に従事する者の感染症防護服やドライアイス(保存剤)、非透過性納体袋等の消耗品について、従事する者に行渡るように調整する。(調整部、総務部)

・生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

○市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、市報こいだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において、買占め等を行わないよう消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(調整部、企画政策部、市民部)

○都の要請に基づき、製造・販売・流通業者等へ買占め及び売惜しみが生じないよう呼び掛け、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう努める。(調整部、地域振興部)

## VI 小康期

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態</li> <li>・ 大流行は一旦終息している状況</li> </ul>
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二派に備える。</li> </ul>
<p>【対策の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、第一波による社会・経済活動の影響から早急に回復を図る。</li> <li>・ 第一波の終息及び第二波の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。</li> <li>・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</li> <li>・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</li> </ul>

### 1 情報収集及び提供

#### ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集

新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの突然変異による病原性の変化に注意する。引き続き、国、都、その他関連機関からの情報を把握し、また、報道機関やインターネット等の媒体を通じて情報収集を行う。

#### ・ 市民及び事業者への情報提供

患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、市民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

○都内の流行の終息を受け、都が対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛を解除したこと等を、市報こいだいら及びホームページ、メールマガジン、ツイッター等において市民や事業者に周知するとともに、高齢者や障がい者等に対しては、関係機関等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。併せて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。（各部）

○国が緊急事態解除宣言をしたときは、速やかに市対策本部を廃止する。（調整部）

## 2 相談窓口の設置

状況をみながら、相談窓口の体制を縮小する。

○相談件数の減少に伴い、相談窓口における対応人員等を縮小する。(調整部)

## 3 まん延の防止に関する措置

小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力要請を解除する。

○流行の状況を踏まえ、不要不急の外出や催物の自粛など感染拡大防止策を解除する。  
また、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。(各部)

## 4 予防接種の実施

○第二波に備え、未接種者に対して、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を勧奨する。(調整部)

## 5 医療

○都からの要請を受け、医師会や薬剤師会等を通じて、医療機関等に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を依頼する。(調整部)

## 6 市民生活及び経済活動の安定の確保

○市民及び事業者に対して、平常時の市民生活への回復を呼び掛ける。不要不急の外出や催物の自粛の解除を広報する。(各部)

○市の業務体制は、平常時の体制に移行する。(各部)

○臨時遺体安置所は、死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖する。また、遺体安置所の身元不明の遺体について、適切な方法を用いて市民へ呼び掛ける。(調整部、企画政策部)

## - 用語解説 -

### 【インフルエンザ】

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となるウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖タンパクの抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA／（H1N1）、A／（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

### 【基本的対処方針】

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

### 【サーベイランス】

見張り、監視制度を意味する。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

### 【指定行政機関】

内閣府設置方法等に規定される機関で、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令で定める機関。内閣府、厚生労働省などが規定されている。

### 【指定公共機関】

特措法第2条第6項「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造、販売、電気またはガスの供給、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。」

### 【指定地方公共機関】

特措法第2条第7項「都道府県の区域において医療、医薬品または医療機器の製造、販売、電気またはガスの供給、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のものであらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの」をいう。

#### 【新感染症】

感染症法第6条第9項において、ヒトからヒトに伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病の蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。

#### 【新型インフルエンザ】

感染症法第6条第7項において、新たにヒトからヒトに伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染し、急速かつ大規模な蔓延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となる恐れがある。

#### 【咳エチケット】

飛沫感染を防ぐために、咳やくしゃみをする時はティッシュやマスク等を口と鼻にあて、他の人に直接、飛沫しないようにすること。

#### 【東京感染症アラート】

東京都では、新型インフルエンザ等の疑いがある患者が都内医療機関を受診した場合、都内の保健所と連携し、24時間体制で迅速な検査と精密な検査を組み合わせた検査を行っている。

#### 【登録事業者】

医療提供業務または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

#### 【鳥インフルエンザ】

一般に鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥またはその

死骸やそれらの内蔵、排泄物等に接触した場合に限られるとされている。また、ヒトからヒトへの感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに接触した家族内での感染が報告されている。

#### 【パンデミック】

感染症の世界的大流行をいう。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染し、世界中で大流行を起こすことを指す。

#### 【パンデミックワクチン】

新型インフルエンザが発生した段階で出現した、新型インフルエンザウイルスまたはこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチンのこと。

#### 【プレパンデミックワクチン】

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、日本では、H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）のこと。

#### 【罹患】

病気にかかることをいう。

## 小平市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年 3月発行

発行： 小平市健康福祉部健康課  
〔平成27年4月から  
小平市健康福祉部健康推進課〕

〒187-0043

小平市学園東町1丁目19番12号

小平市健康福祉部健康推進課

電話：042-346-3700

FAX：042-346-3705

電子メール：[kenkosuishin@city.kodaira.lg.jp](mailto:kenkosuishin@city.kodaira.lg.jp)

¥ 130

この印刷物は、再生紙を利用しています。